

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

天理市長 並河 健

天理市条例第36号

天理市下水道条例及び天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

(天理市下水道条例の一部改正)

第1条 天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(天理市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。